

市町村の助成を受けて、平成 25 年 3 月 31 日までに子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチンの接種をされた方へ

平成 25 年 3 月 31 日までに、市町村の助成により、子宮頸がんワクチン(ヒトパピローマウイルスワクチン)、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンのいずれかを接種した方のうち、接種後に何らかの症状が生じ、医療機関を受診した方は、接種との関連性が認定されると、医療費・医療手当が支給される場合があります。

認定を受けるためには、独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)に請求する必要がありますが、支給対象となるのは、**請求した日から遡って5年以内に受けた医療に限られています**ので、お心当たりのある方は、具体的な請求方法等について下記の相談窓口に至急お問い合わせください。

[相談窓口]

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 救済制度相談窓口

0120-149-931(フリーダイヤル)

※フリーダイヤルをご利用になれない場合は 03-3506-9411(有料)をご利用下さい。

* 受付時間

- ・月曜日から金曜日(祝日・年末年始を除く)
- ・午前9時から午後5時まで